

上田市地域防災計画 原子力災害対策編

新旧対照表

令和5年3月

頁	新	旧	修正理由・備考																
13	<p>第4節 モニタリング等</p> <p>第2 放射性物質濃度の測定 市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p>第4節 モニタリング等</p> <p>第2 放射能濃度の測定 市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>																
17	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。 (略) なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 (略) 第2 広域避難活動 6 県及び市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p>	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。 (略) なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 (略) 第2 広域避難活動 (新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>																
19	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="181 821 981 973"> <tr> <td>対□□□象</td> <td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル／キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル／キログラム以上</td> </tr> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」）</p>	対□□□象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）	飲料水	300ベクレル／キログラム以上	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="1084 821 1883 973"> <tr> <td>対□□□象</td> <td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル／キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル／キログラム以上</td> </tr> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」）</p>	対□□□象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）	飲料水	300ベクレル／キログラム以上	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
対□□□象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）																		
飲料水	300ベクレル／キログラム以上																		
牛乳・乳製品																			
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上																		
対□□□象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）																		
飲料水	300ベクレル／キログラム以上																		
牛乳・乳製品																			
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上																		